資料３

事業所における
ごみ減量・リサイクル推進

青森県 資源循環推進課 循環型社会推進グループ

目次

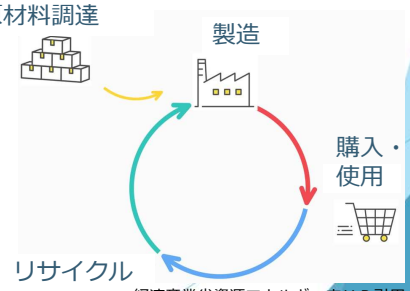
1　はじめに
2　廃棄物の処理と３Ｒ
3　３Ｒの基礎知識
4　３Ｒの取組状況セルフチェック
5　３Ｒの実践手順
6　リサイクル業者の検索方法
7　参考

1　はじめに（世界では）

資源・エネルギーや食料の需要増大、プラスチックをはじめとした廃棄物の発生量増加が世界全体で深刻化しています。一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

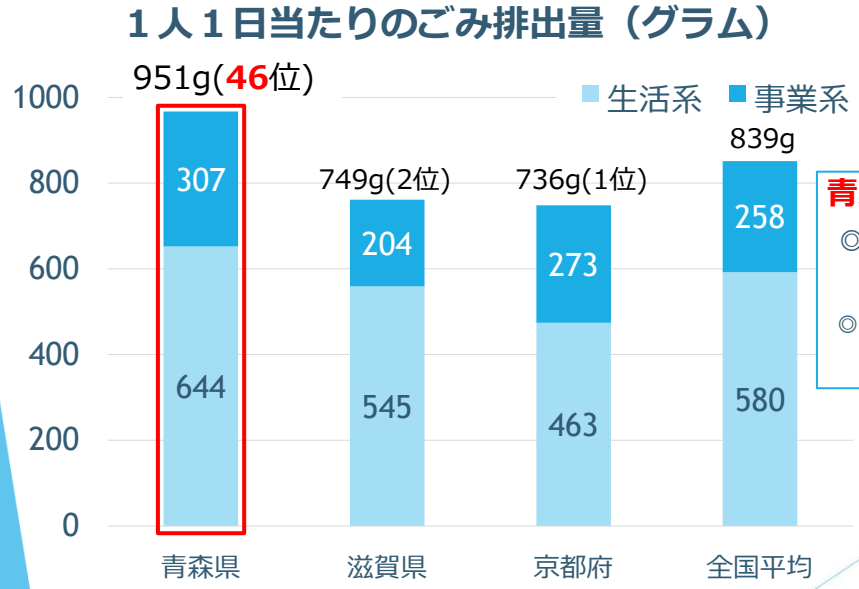
サーキュラーエコノミー

３Ｒの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、シェアリングやメンテナンスといったサービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。



経済産業省資源エネルギー庁ＨＰ引用

1　はじめに（青森県の状況①）



青森県の令和６年度実績

◎１人１日当たりのごみ排出量
951ｇ（全国順位**46**位）

◎リサイクル率
11.9%（全国順位**46**位）

一般廃棄物処理実態調査結果（令和６年度）

1　はじめに（青森県の状況②）

本県においては、全国と比較して、県民１人１日当たりのごみ排出量は多く、プラスチックごみや食品廃棄物などのリサイクル率は低く、多くが焼却・埋立てされています。３Ｒの推進とともに、循環資源の活用促進が必要です。

３Ｒ

Reduce：廃棄物の発生そのものを抑制します。
Reuse：一度使用したものをすぐに捨てるのではなく、何度も使用します。
Recycle：不要になった物に手を加え、原材料として再び利用します。

2　廃棄物の処理と３Ｒ（事業者の責務）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、廃棄物の処理に当たっての事業者の責務やルールが定められています。ルールを守って３Ｒに取り組みましょう。

①自らの責任で適正処理

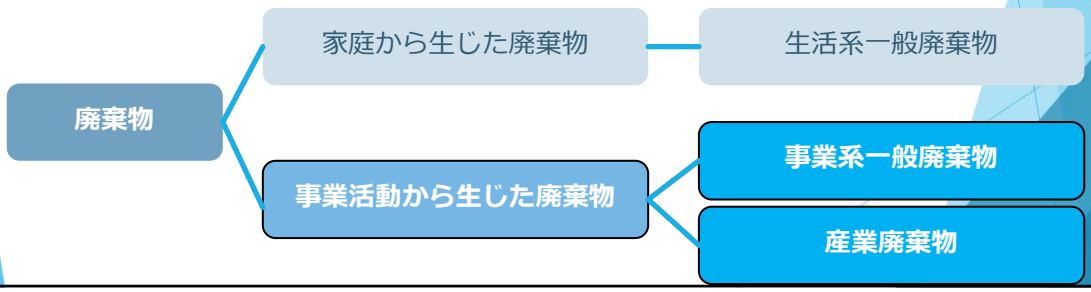
②リサイクル等の推進

③製造・販売段階からの配慮

④国や自治体の施策への協力

2　廃棄物の処理と３Ｒ（廃棄物の区分）

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。通常、事業系一般廃棄物は、市町村のルールに従って自ら一般廃棄物処理施設に持ち込むか、一般廃棄物の処理業者へ委託して処理します。一方、産業廃棄物は自ら処理するか、産業廃棄物の処理業者へ委託して処理します。



2　廃棄物の処理と３Ｒ（事業系廃棄物の分別）

事業系一般廃棄物の分別・回収方法は市町村によって異なりますので、市町村のホームページ等で確認してください。

事業系一般廃棄物	資源ごみ	新聞紙、段ボール、雑誌、ＯＡ用紙・・・
	可燃ごみ	リサイクルできない紙、生ごみ・・・
産業廃棄物	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・・・ ※「事業者のための産業廃棄物適正処理ガイドブック」参照	

3　３Ｒの基礎知識

３Ｒには、次のとおり優先順位があります。

		取組例
1	**リデュース（発生抑制）** 廃棄物の発生そのものを抑制します。	・必要な量を的確に把握し購入する ・製品をつくる時に、原材料を無駄なく効率的に使う。 ・簡易梱包、簡易包装、詰め替え容器を利用する。
2	**リユース（再使用）** 一度使用したものをすぐに捨てるのではなく、何度も使用します。	・不要となった事務用品等を繰り返し使用する。 ・使用済みの製品、部品、容器を回収し、再使用する。
3	**リサイクル（再生利用）** 不要になった物に手を加え、原材料として再び利用します。	・リサイクルされた原材料、製品を積極的に利用する。 ・廃棄物の分別を徹底し、リサイクル業者に引き渡す。
4	**適正処理** リデュース・リユース・リサイクルできない物は、適正処分（焼却・埋立て）します。	

4　３Ｒの取組状況セルフチェック

さて、皆様の事業所ではどのくらい３Ｒに取り組んでいるでしょうか？

「事業者のための３Ｒ推進マニュアル」の５ページ、６ページを開いてください。

当てはまる項目に〇をつけましょう。



4　３Ｒの取組状況セルフチェック（基本編①）

	取組内容	実施している	一部で実施している	実施していない
３Ｒ推進体制づくり	３Ｒなど環境配慮行動の担当者や担当部署を決めている。			
	事業所等における廃棄物の発生量や資源化量を把握している。			
	コピー用紙や消耗品の、在庫や使用量を定期的に把握している。			
	廃棄物の発生量等の削減目標を設定している。			
	３Ｒのための取組を計画的に実施している。			
	３Ｒ推進のための取組の確認と、確認結果を踏まえた取組の改善を行っている。			

4　３Ｒの取組状況セルフチェック（基本編②）

	取組内容	実施している	一部で実施している	実施していない
法令等の遵守	一般廃棄物と産業廃棄物を適正に区分し、廃棄物処理法や市町村の分別ルールに基づき適正に処理している。			
	パソコンや特定家庭用機器（テレビ、エアコン等）、フロン類を含む機器（業務用エアコン、冷蔵庫等）等を廃棄する場合は、関係法令に基づき適正に処理している。			
従業員等への働きかけ	廃棄物の分別手順等を決め、事業所内に周知している。			
	３Ｒによるごみ減量等について社内での研修を実施している。			
その他	再生紙など、環境に配慮した製品を選択するグリーン購入を推進している。			
	印刷物を作成する際は再生紙の使用に努めている。			
	環境マネジメントシステムやエコアクション２１などの認証を受けている。			

4　３Ｒの取組状況セルフチェック（実践編①）

		取組内容	実施している	一部で実施している	実施していない
リデュース（発生抑制）	紙の使用量の削減	コピー等の際は両面印刷、集約印刷を推奨している。			
		電子データ化によるペーパーレスを推奨している。			
		印刷物の作成は必要最小限に抑える。			
	使い捨て商品の使用抑制	ワンウェイ製品（使い捨て商品）の使用は控える。			
		詰め替え式の事務用品、洗剤等、ごみの発生が少ない商品を利用する。			
	適切な在庫管理	事務用品などの購入に当たっては、必要量を十分に確認し、無駄な在庫を持たないようにしている。			
	その他	食べ残しは水切りをして、生ごみの減量に努めている。			
		従業員にマイボトル、マイバッグの持参を推奨する等、容器包装ごみを出さないようにしている。			

4　３Ｒの取組状況セルフチェック（実践編②）

		取組内容	実施している	一部で実施している	実施していない
リユース（再使用）	紙の再使用	片面コピー紙で不要となったものやミスコピーとなったものは、内部資料やメモ用紙などに再使用（裏面使用）している。			
	事務用品等の再使用	不要となった事務用品、事務机等は、他の部署で再利用している。			
		封筒、ファイル、フォルダー等は、繰り返し使用している。			
	メーカーによる回収の活用	コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジは、メーカーによる回収等を活用している。			
リサイクル（再生利用）	紙の再資源化	機密文書を溶融やシュレッダー古紙として資源化している。			
	プラスチックの再資源化	廃プラスチックは資源回収事業者に引き渡している。			
	その他	従業員の飲食等で発生したびん、缶、ペットボトル等を資源回収事業者等に引き渡している。			

5　３Ｒの実践手順

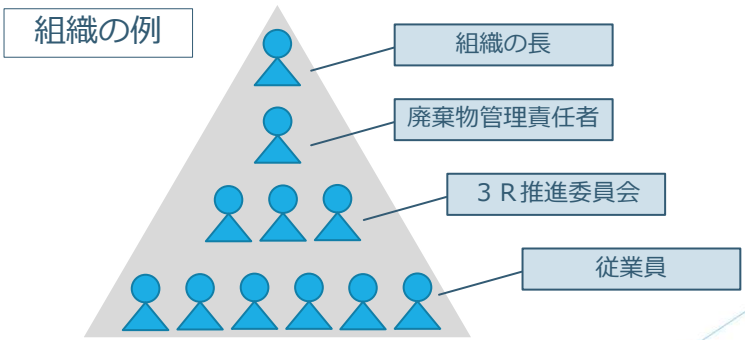
３Ｒに取り組んでいない事業者様、さらに３Ｒを進めたい事業者様は、次の手順を参考に３Ｒに取り組んでみましょう。



5　３Ｒの実践手順（計画①）

★社内体制の構築

３Ｒの仕組みを構築するためには、組織を立ち上げること、担当者を決めることが重要です。まず、社内体制を構築しましょう。



5　３Ｒの実践手順（計画②）

★現状把握

３Ｒの第１歩は、「廃棄物の今の状況を知る」ことから始まります。目標を立てるために、まずは排出されている廃棄物の種類や量、処理コストなどを把握しましょう。また、問題点を検討してみましょう。

【手順】

・従業員へのヒアリングや廃棄物保管場所などを確認し、排出される廃棄物の品目や分別状況などを確認する。

・マニフェスト、計量伝票、契約書、請求書、廃棄物処理を委託している処理業者へのヒアリングなどにより排出量や処理方法、処理コストを確認する。

5　３Ｒの実践手順（計画③）

【調査結果の例】

廃棄物の種類	発泡スチロール	その他プラ
主な廃棄物	魚箱	袋、手袋、ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ ……
区分	産業廃棄物(廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類)	産業廃棄物(廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類)
排出場所	加工部門	販売部門、加工部門
排出量	250kg/月	……
収集運搬の委託先	○×商事	……
回収頻度	２回／週	……
運搬料金	●円／回	……
処分の委託先	△△産業	……
処分方法	ﾘｻｲｸﾙ (溶融)	……
処分料金	●円／kg	……

◎まずは現在の分別状況に合わせて、作成してみましょう。

◎廃棄物を保管している場所に、どのような廃棄物があるか調べてみましょう。分別すればリサイクルでき、コスト削減につながるものがあるかもしれません。

5　３Ｒの実践手順（計画④）

【問題点の検討例】

・コピー用紙の発生量が多く、ペーパーレス化が進んでいない。
・プラスチックごみの発生量が多く、発泡スチロール以外は焼却されている。
・ワンウェイ製品の使用量が多い。
・裏面利用できる紙が廃棄されている。
・リユースできる資材が廃棄されている。
・リサイクルできる紙ごみ、廃食用油が焼却されている。

◎紙ごみの多くはリサイクルできます。無料で古紙回収を行う「オフィス町内会」も利用できます（マニュアルP10参照）。

◎リサイクルできる物かどうかは、現在廃棄物処理を委託している処理業者へのヒアリングや、県ホームページに掲載している回収拠点データベースにより確認してみましょう（マニュアルP13参照）。

5　３Ｒの実践手順（計画⑤）

★計画設定

現状を把握できたら、使用量、発生量などの目標を設定しましょう。また、廃棄物の減量、資源化に向けた具体的な手順を整理し、３Ｒ実践のための計画を立てましょう。

◎できる限り、数値目標を設定しましょう。

【目標・計画の例】

（目標）

・プラスチックごみの排出量を２００ｋｇ／月に抑制する。
・排出したプラスチックごみは、できるだけ再資源化する。

◎計画には、具体的な廃棄物の削減方法や廃棄物の分別方法、役割分担も定めましょう。

（計画）

・製造業者とプラスチック包装の削減について協議し、不要な包装を減らす。
・プラスチックごみの削減に対するアイデアを従業員から募集する。
・廃棄物の発生量を減らすため、作業方法を改善する。
・排出するプラスチックごみについて、リサイクル業者にリサイクルできるか確認する。
・リサイクル業者の受入基準に合わせてプラスチックごみを分別し、リサイクルしてもらう。

5　３Ｒの実践手順（実行①）

★取組スタート

計画に基づいて、取り組みやすいところから３Ｒを開始しましょう。

【手順】

・廃棄物の発生量を減らすため、作業方法を改善する。

・廃棄物の分別方法を変更し、掲示する。

・廃棄物の種類、排出量、再生利用量、必要経費などを記録する。

◎廃棄物の分別は徹底しましょう。
⇒廃棄物の有価物化や、より価値の高いリサイクルにつながり、
廃棄物の処理コストが削減されます。

5　３Ｒの実践手順（実行②）

★従業員への周知

３Ｒ推進のために最も大切なことは、経営者をはじめとした従業員一人ひとりが意識して取り組むことです。

定期的に啓発の機会を設けるなど、周知を図りましょう。

【周知方法】

研修会の開催、ポスターの掲示、処理施設の見学 など

★リサイクル業者とのパートナーシップ構築

３Ｒ推進にあたり、リサイクル業者は大切なパートナーです。
コミュニケーションを図り、連携した取組を実施しましょう。

◎さらにリサイクルできる物はないか、リサイクルするためには
どのように分別すればよいかなどを、相談してみましょう。

5　３Ｒの実践手順（評価）

★点検

３Ｒの取組が計画に沿って実行されているか点検しましょう。

【手順】

・廃棄物の発生量や再生利用量、必要経費を取組実施前と比較し、効果を確認する。

・計画の実行状況を評価しましょう。

◎評価方法は事前に検討しましょう。

◎廃棄物の発生量などは、随時記録を作成するなど、整理するようにしましょう。

5　３Ｒの実践手順（改善）

★計画改善

見直しによって３Ｒの取組をより効果の高いものに改善し、次の計画につなげましょう。

【手順】

・Check（評価）した内容を踏まえ、課題や継続すべき点を整理し、次の計画につなげる。

・部署ごとに評価するとともに、事業所全体で総合的な評価を行う。

・評価の結果を従業員に周知する。

◎取組成果は表やグラフにまとめ、各部署に周知しましょう。従業員の意欲向上にもつながります。

◎取組の成果をホームページに掲載して公表すると、環境に配慮した事業所としてイメージアップにもつながります。

6　リサイクル業者の検索方法①

県はホームページで、廃プラスチックと食品廃棄物のリサイクル業者の情報をまとめた「回収拠点データベース」を公開しています。付近にどのようなリサイクル業者があり、どのような物をリサイクルできるのか、そのための分別方法を掲載しています。

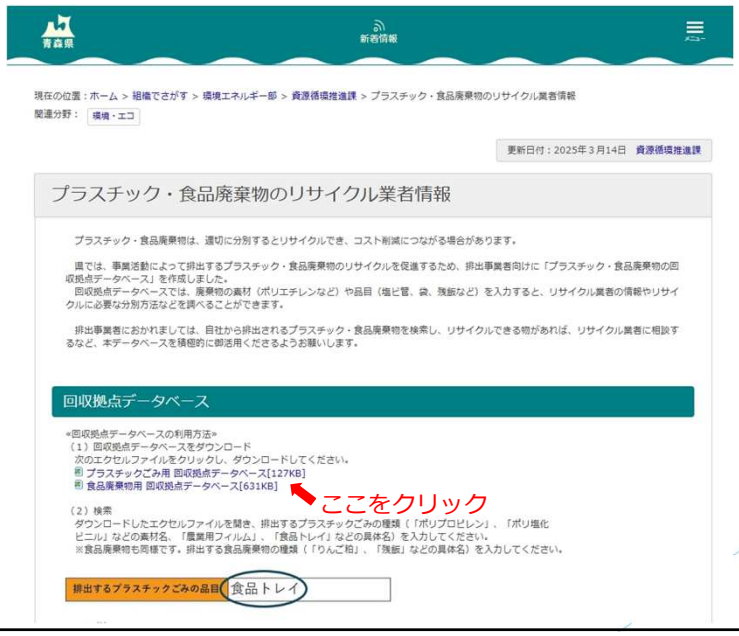
一度、自社から排出される廃棄物を検索し、掲載されているリサイクル業者に相談してみてください。

①県ホームページから回収拠点データベースをダウンロード

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shigen/jyunkan_shigen.html

青森県　リサイクル業者情報　検索

6　リサイクル業者の検索方法②



6　リサイクル業者の検索方法③

②検索

排出するプラスチックごみの品目（「食品トレイ」「ポリプロピレン」「ポリ塩化ビニル」などの素材名、「ペットボトル」「断熱材」「ＰＰバンド」「廃タイヤ」「衣類」「塩ビ管」などの具体名）を入力してください。



※ 食品廃棄物の場合
　廃プラスチックと同様に、排出する食品廃棄物の品目（「りんご粕」「残飯」などの具体名）を入力してください。
　その後の操作は廃プラスチックと同じです。

6　リサイクル業者の検索方法④

③詳細ページ

該当するリサイクル業者の一覧が表示されますので、右端の「詳細はこちら」をクリックすると、業者ごとの詳しい　情報が記載されたページに移動します。



6　リサイクル業者の検索方法⑤

掲載するリサイクル業者は、
随時募集しています。

④業者へ連絡・相談

業者ごとの詳しい情報が表示されますので、これらの情報をもとにリサイクル業者に相談してみてください。

事業者名	○○社
回収拠点の名称	○○工場
回収拠点の所在地	青森市○○
電話番号	○○ー○○－○○
再生処理できるプラごみの種類（素材）	ポリエチレン、ポリエチレンテレフタラート（PET樹脂）、ポリスチレン、ポリプロピレン、アクリル樹脂、AS樹脂、ABS樹脂、ポリカーボネート
再生処理できるプラごみの具体例	発泡スチロール魚箱、発泡スチロール類、食品トレイ、袋、プラスチックハンガー、各種硬質プラスチック
主な排出業種	小売業、製造業、卸売業
再生処理の内容	プラスチック再生原料の製造（インゴット、粉砕フレーク、破砕チップ）
再生処理後の製品・原材料	インゴット、破砕フレーク、破砕チップ
再生処理後の製品・原材料の紹介	処理したインゴットは、プラスチック原料として使用されています。 破砕物はペレット等に加工され、プラスチック製品の原料になっています。
分別方法、受入基準等	素材ごとに分別してください。 汚れを落としてください。
処理施設	溶融固化施設（Ｏｔ／日）
処理施設の所在地	青森市○○
その他	排出事業場からの収集運搬も行っています。 買い取る場合もあります。

①焼却・埋立処理を委託しているプラスチックごみ・食品廃棄物があれば、まず検索してみてください。

※焼却処理の委託と比べると、コスト削減につながる場合があります。買取を行っている事業者もあります。

②リサイクル業者に、「県のデータベースを見ました。リサイクルについて相談したいのですが」と連絡してみましょう。

③リサイクル業者に合わせて分別し、一定量たまったら搬出（委託等）しましょう。

7　参考（青森県リサイクル製品認定制度）

⑴　青森県リサイクル製品認定制度

青森県では、リサイクル製品の使用を推進し、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化及びリサイクル産業の育成を図ることを目的として、リサイクル製品認定制度を設けています。

リサイクル製品を製造している事業者は、申請を検討してください。

【認定のメリット】

・認定製品に認定マークを表示して販売ができます。
・企業のイメージアップにつながります。
・県発注工事などで優先的に使用します。
・県ホームページなどで、リサイクル認定製品をPRします。

【認定までの流れ】

申請募集 → 審査（認定基準への適合性） → 認定

【県ホームページ】

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shigen/nintei_recycle.html

7　参考（広域認定制度）

⑵　広域認定制度

広域認定制度は、製品の製造事業者が、使用済みとなった自社製品を回収し、廃棄物の減量化や適正処理を進める制度です。

製品の製造事業者は、製品のノウハウを利用でき、効率のよいリユース、リサイクルにつながります。排出事業者におかれては、対象となる製品の利用や、対象となる廃棄物が発生した際は利用してください。

【対象となる廃棄物の例】※認定を受けた製造事業者が製造した物に限ります。

- 建設資材及びその梱包材
- 事務機器
- 梱包用バンド製品
- プラスチック製ハンガー
- 繊維製品
- リチウムイオン電池

【環境省ホームページ】

https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html

これからも

ごみの減量とリサイクル

に御協力をお願いします。

御清聴ありがとうございました。

青森県 資源循環推進課 循環型社会推進グループ
電話：０１７－７３４－９２４９